# 特別養護老人ホームつつじ山荘入所取扱基準

社会福祉法人 双友会

## 1. 施設サービスの基本理念

特別養護老人ホームつつじ山荘(以下「本施設」という。)は、入所者及び家族の方の 意志及び人権を尊重し、明るく家庭的な雰囲気を持ちながら施設サービス計画に基づき、 可能な限り居宅への復帰を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社 会生活上の便宣の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世 話を行なうことにより、入所者の方の有する能力に応じ、自立した生活を営むことがで きるよう、又心身の自立と明るく安らかな生活保持を援助し、常に入所者及び家族の方 の立場に立って施設サービスを提供する。

#### 2. 目的

本施設の入所に係る取扱いを明確化し、入所決定過程の公平性及び透明性を確保することにより、入所の必要性が高い者の円滑な入所を促進することを目的とする。

## 3. 入所判定対象者

- (1) 身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な要介護者3から5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる者とする。
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第2号の措置に係る者。

# 4. 入所に係る取扱い

- (1) 入所申し込み
  - ① 本施設は、要介護3以上の入所対象者であって施設への入所を希望する者(以下「入所希望者」という。)又は、要介護1又は2の要介護者であって施設への入所を希望する者(以下「特例入所希望者」という。)に対して、入所に係る手続きを説明したうえで、入所申込書(別紙参考様式1)を交付又は問い合わせ(交付前段階)とする。
  - ② 入所希望者及び特例入所希望者(以下「入所希望者等」という。)は、入所申込書に所要の事項を記載のうえ、入所申込書に介護保険被保険者証の写しを添付して、原則として、居宅介護支援事業所を通じて提出するものとする。但し、入所希望者自ら又は入所希望者の家族等が直接施設に対して提出することを妨げるものではない。

居宅介護支援事業所を通じて提出する場合、入所申込書別紙(調査票)については、原則として居宅介護支援事業所の介護支援専門員が所要の事項を記載するものとする。

③ 特例入所希望者は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、そのやむを得ない事由を入所申込書に記載のうえ、申し込むものとする。なお、特例

入所希望者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申 込みを受け付けない取扱いは認めないこととする(特例入所の要件に該当している 旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ね る。)。

## (2) 入所申込みの受付け

- ① 本施設は、入所申込書を受理した場合は、入所申込受付簿(以下「受付簿」という。)に記載するものとする。
- ② 本施設は、要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合は、以下のような取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村(特別区を含む。以下「保険者市町村」という。)との間で情報の共有等を行うものとする。
  - 本施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるものとする。この場合において、本施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。
- ③ 本施設は、受付時に入所希望者、特例入所希望者又は家族等に対して、次の場合には遅延なく施設に対して申し出るよう説明するものとする。
  - ア) 入所希望者又は特例入所希望者の心身の状態及び生活環境等が、入所申込時と 比較して大きく変化した場合
  - イ) 入所希望者又は特例入所希望者の事情により入所申込みを取り下げる場合
  - ウ)入所希望者又は特例入所希望者が他の特別養護老人ホーム等に入所(短期入所 生活(療養)介護を除く。)した場合
  - 工) 入所希望者又は特例入所希望者が死亡した場合
- ④ 施設は、特例入所希望者が提出した入所申込書を受理した場合は、保険者市町村に報告するものとする。

## (3)入所の必要性に係る評価

- ① 本施設は、入所希望者等に係る入所必要度評価票(以下「評価票」という。)に基づいて、遅滞なく入所希望者等の入所の必要性に係る評価を行うものとする。
- ② 評価票中「その他特に入所が必要と認められる事情」については、入所が特に必要と認められる事情がある入所希望者等に限り、当該事情を具体的に記載するとともに、当該事情について、入所検討委員会の判断により、入所の必要性の度合いに応じて点数化するものとする。
- ③ 評価票中「施設の受入環境」については、入所希望者等の心身の状態等と、施設の現状(人員体制、設備の状況及び現入所者の心身の状態等(単なるベッドの空き状況は考慮しない。))とを比較検討して、評価時点において当該入所希望者等を入所させられる環境が整っているか否かについて評価するものとする。
- ④ 本施設は、入所希望者等又は家族等から、入所希望者等の心身の状態及び生活環境等が入所申込時と比較して大きく変化した旨の申し出があった場合は、評価票に基づいて、遅滞なく再評価を行うものとする。

⑤ 本施設は、入所希望者等に係る心身の状態、介護者の状況及び生活環境等について、必要に応じて、入所希望者等又は家族等に対して定期的に確認を行うよう努めるものとする。

## (4) 入所検討委員会の設置及び開催

- ① 本施設に、合議制の入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- ② 委員会は、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員、当該社会福祉法人の地域住民代表の評議員等により構成するものとする。
  - イ)地域住民代表の評議員には、委員会出席の都度交通費として3,000円を支給する。
- ③ 委員会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

## (5)特例入所の要件該当の判定

- ① 本施設は、特例入所の要件該当の判定は、委員会で決定する。
- ② 本施設は、特例入所の要件該当の判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情があることに関し、次の事情を考慮する。
  - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通 の困難さが頻繁に見られること、
  - イ 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎 通の困難さ等が頻繁に見られること、
  - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が 困難であること、
  - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援 が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であるこ と
- ③ 本施設は特例入所の要件該当の判定に際しては、適宜保険者市町村に意見を求めるものとする。
- ④ 本施設は、特例入所の要件該当の判定結果を特例入所希望者又はその家族等に対して通知するものとする。
- ⑤ 本施設は、特例入所希望者のうち委員会において特例入所の要件に該当すると判定された者(以下「特例入所対象者」という)の名簿(以下「特例入所対象者名簿」という。)を作成する。

#### (6)入所判定等

- ① 入所判定の対象となる者は、入所希望者及び特例入所対象者(以下「入所判定対象者」という。)とする。
- ②委員会は、(3)の評価結果に基づいて、個々の入所判定対象者の入所順位を決定し、入所判定対象者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び更新を行う。
- ③入所させられる環境が整っているとされた入所判定対象者について、入所順位及び 空床が生じた居室における性別又は心身の状態別の構成等を勘案して入所を決定

するものとする。

- ④ 委員会は、入所判定対象者に係る入所の決定に際しては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、あらためて保険者市町村に意見を求めるものとする。
- ⑤ 委員会は、(3) の評価の結果、未だ入所させられる環境が整っていないとされた入所判定対象者についても、適正に名簿に位置づけるものとする。
- ⑥ 施設は、未だ入所させられる環境が整っていないとされた入所判定対象者の心身 の状態等に対して可能な限り対応できるよう、人員、設備及びサービス内容等運 営の充実に努めるものとする。
- ⑦ 本施設は、委員会において決定した入所順位を、必要に応じて、入所判定対象者 に対して通知するものとする。
- ⑧ 本施設は、委員会の開催の都度、その会議録を作成し、これを5年間保存するものとする。
- ⑨ 本施設は、会議録について、市町村又は県から求めがあったときは、これを提供するものとする。

## (7)入所の辞退等の取扱い

- ① 本施設は、入所の決定前に、入所判定対象者又はその家族から入所申込みの取下 げの申出又は入所判定対象者の死亡により取り下げの申し出があった場合は、受付 簿、特例入所対象者名簿及び名簿(以下「名簿等」という。)から当該入所判定対象 者を削除するものとする。
- ② 本施設は、入所の決定に基づき入所の意思の有無を照会した入所判定対象者が、 入所の一時辞退(延期)を申し出た場合は、入所希望時期等を確認したうえで、委員会において入所順位を調整するものとする。

その後、調整後の入所順位に基づいて、再度当該入所判定対象者に入所の意思の 有無を確認した場合に、当該入所判定対象者が入所の一時辞退(延期)を申し出た 場合は、名簿等から当該入所判定対象者を削除することができるものとし、削除し た場合は、その旨を当該入所判定対象者に通告するものとする。

## (8) 名簿等の管理

- ① 本施設は、保険者市町村の協力のもと、名簿等を適正に管理するものとする。
- ② 本施設は、名簿等に記載されている者に係る入所判定等に必要な情報を、概ね6ヶ月を基本に、1年を超えない範囲内で一度は更新するものとする。
- ③ 本施設は、毎年7月1日時点の名簿等の状況を、保険者市町村に報告するものとする。

#### (9) 入所決定に係る手続きの例外

次の場合には、上記手続きによらず、管理者の専決により入所を決定するものと する。

なお、管理者が専決する場合には、専決に係る理由を記載した書面を作成し、これを5年間保存するものとする。

- ① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく市町村の措置に係る者を入所させる場合。
- ② 介護者の緊急な入院、災害、事件又は事故等の突発的な理由により緊急的に入所が必要な者を入所させる場合。
  - 特例利用(平成 12 年 11 月 21 日老振第 7 7 号、老健第 1 2 3 号厚生省老人保健福祉局振興課長、老人保健課長通知)
- ③ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第19条の規定による入院をしていた入所者が、退院後再入所を希望する場合。
- ④ 介護保険のサービスを利用しながら在宅生活していたが認知症等により、事故や事件等を起こす恐れが増大し、在宅での生活に危険を伴うなどの緊急性を要する者を入所させる場合。

## 5. 本基準の運用

(1) 本基準は、平成15年6月1日から運用開始する。

#### 附 則

本施設は、改定後の本指針は平成27年4月1日から運用を開始するものとする。 改正後の本指針は、平成29年6月12日から施行する。